

# 鳥取県ドローン活用による経営力強化・ 災害対応連携強化事業補助金のご案内

募集期間 令和7年4月30日(水)から令和8年2月27日(金)まで

令和7年4月 鳥取県商工労働部商工政策課

【問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県 商工労働部 商工政策課

電話 0857-26-7565 FAX 0857-26-8117

メール [shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp)

## 1 目的

本補助金は、本県とドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結した県内中小企業者等が、新たな需要の獲得や生産性向上等に向けて取り組む、型式認証を取得した無人航空機（以下「ドローン」という。）の導入又は無人航空機操縦者技能証明の取得を支援することで、平時におけるドローンの産業活用の推進と災害時のドローン活用の協力円滑化を図ることを目的として交付するものです。

## 2 補助対象者

原則、次の要件を全て満たす事業者が対象となります。

### （１）中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者等であること

- ・対象となる法人は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会などです。

### （２）鳥取県内に主たる事業所を有すること

- ・県外に本社があっても、県内に事業所・店舗を有し、従業員を雇用して事業活動を行っている場合は対象となります。

### （３）本県とドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結していること

- ・本補助金の申請に当たっては、本県とドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結していること、又は締結に向けて調整中であることが必要です。
- ・実績報告時には、協定締結済であることが必要です。
- ・協定締結の意思がない事業者は、申請できません。

**ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定締結については、鳥取県危機管理部危機対策・情報課にご相談ください。**

**【連絡先】鳥取県 危機管理部 危機対策・情報課 電話 0857-26-7878 ファクシミリ 0857-26-8137**

なお、次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

ア 交付申請書の提出を行った日から起算して過去２年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）に規定する暴力団、暴力団員等

エ その他、本補助金の趣旨に照らして適当でないと判断される者

## 3 補助事業

県内中小企業者等が、ドローン導入又は無人航空機操縦者技能証明取得を通して、新たな需要の獲得や生産性向上等を図る取組

## 4 補助率・補助額等

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 補 助 率  | 3 分の 1                                      |
| 補助金上限額 | ○ドローン導入事業：200 万円<br>○無人航空機操縦者技能証明取得事業：15 万円 |
| 補助対象期間 | 交付決定の日から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで                |

## 5 補助対象経費

原則、次の経費が補助対象経費となります。

### (1) ドローン導入事業

第一種型式認証又は第二種型式認証を取得したドローンの購入に要する経費

【補助対象経費】機体本体、付属品（県が飛行に必要と認めるものに限る。）

### (2) 無人航空機操縦者技能証明取得事業

一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の無人航空機操縦者技能証明の取得に要する経費

【補助対象経費】登録講習機関の受講料

【補助対象外経費】指定試験機関の学科試験・実地試験・身体検査の手数料、技能証明書の交付に係る手数料、登録免許税等

※（１）のみ、（２）のみ、（１）＋（２）、いずれのパターンでも申請可能です。

## 6 募集概要

|      |                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集期間 | 令和7年4月30日（水）から令和8年2月27日（金）まで                                                                                                                                                                           |
| 必要書類 | ア 様式第1号：事業計画書<br>イ 様式第2号：収支予算書<br>ウ その他添付書類<br>・補助対象経費の積算根拠となる見積書の写し（ <u>1件あたり20万円以上の経費については、原則として複数者から取得すること。</u> なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を別途提出（任意様式）すること。）<br>・直近2期分の決算書の写し（個人事業主の場合は直近2年分の確定申告書の写し） |
| 提出先  | 鳥取県商工労働部商工政策課（提出方法：郵送、電子申請のいずれか）                                                                                                                                                                       |
| 提出部数 | 1部                                                                                                                                                                                                     |

### 【参考】実績報告時の必要書類

ア 様式第1号：事業報告書

イ 様式第2号：収支決算書

ウ その他添付書類

- ・契約書及び領収書等、補助対象経費の支出を証する書類の写し
- ・購入機体の写真（ドローン導入事業の場合）
- ・無人航空機操縦者技能証明書又はドローン情報基盤システムによる技能証明書の交付申請に係る審査完了通知等、交付申請手続きが完了していることがわかる書類の写し（無人航空機操縦者技能証明取得事業の場合）
- ・賃金台帳又は出勤簿等、補助事業者と資格取得者の雇用関係を証する書類の写し（無人航空機操縦者技能証明取得事業で代表者以外が資格取得の場合）

## 7 注意事項

- 交付決定前に発注・支出した経費、補助対象期間（令和8年2月28日）を過ぎて支出した費用は、補助対象になりません。支出時期にご注意ください。
- 消費税及び地方消費税や振込手数料は、補助対象になりません。
- 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている、又は受ける予定となっている事業は、補助対象になりません。
- 競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額となるよう、1件あたり20万円以上の補助対象経費は、原則として複数者から見積書を取得してください。なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を県へ別途提出（任意様式）してください。その理由が合理的なものと認められる場合に限り、補助対象と認める場合があります。

- 補助金は、原則として精算払（後払い）です。
- 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産は適正に管理する必要があり、交付目的に反した使用・処分等は禁じられています。補助事業で取得した財産等の処分については、事前にご相談ください。
- 証拠書類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

## 8 Q & A

(1) 実績報告書を提出するまでにドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結していない場合はどうなるか？

⇒原則、実績報告時には協定締結済であることが必要であり、補助対象要件を満たさないことになります。

(2) ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結している団体の構成員企業は申請できるか？

⇒構成員企業が、2 (1) (2) の要件を満たしており、災害時、実際にドローン・レスキューユニットに参加することが想定される場合は申請できます。

(3) 第一種型式認証又は第二種型式認証を取得したドローンは、どこで確認できるか？

⇒購入を検討しているメーカーに確認してください。国土交通省ホームページ（以下 URL）の「型式認証を取得している無人航空機一覧」でも確認できます。なお、補助金の交付申請時までに型式認証されているドローンであることが必要です。

<https://www.mlit.go.jp/koku/certification.html>

(4) 一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の無人航空機操縦者技能証明を取得するための登録講習機関は、どこで確認できるか？

⇒受講を検討している講習機関に確認してください。国土交通省ホームページ（以下 URL）の「登録講習機関情報一覧」でも確認できます。

<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>

(5) リースやレンタルでドローンを導入する場合、補助対象となるか？

⇒リースやレンタルは、補助対象になりません。

(6) 二等無人航空機操縦士の無人航空機操縦者技能証明を取得しているが、新たに一等を取得する場合は対象になるか？また、すでに一等又は二等の無人航空機操縦者技能証明を取得しており、限定変更のみを行う場合は対象になるか？

⇒すでに二等の技能証明を取得していて今回新たに一等を取得する場合は、補助対象になりません。なお、すでに一等又は二等の技能証明を取得していて目視外飛行や夜間飛行などのための限定変更のみを行う場合は補助対象となります。

(7) 無人航空機操縦者技能証明を取得するのは、代表者でも従業員でもどちらでもよいのか？

⇒代表者でも従業員でもどちらでも構いません。なお、従業員の場合、実績報告時に雇用関係を証する書類（賃金台帳又は出勤簿等）の写しの提出が必要です。

(8) 自社が登録講習機関の場合、自社での受講料も補助対象となるか？

⇒自社での受講料は、補助対象になりません。

(9) 交付決定前に、ドローンを購入したり、無人航空機操縦者技能証明取得のための登録講習機関の受講を行ったりした場合はどうなるか？

⇒交付決定前に事業着手した場合は、補助対象になりません。

(10) 複数機のドローン導入や、複数名の無人航空機操縦者技能証明取得として申請することは可能か？

⇒1事業者あたりの補助金上限額（ドローン導入事業：200万円、無人航空機操縦者技能証明取得事業：15万円）の範囲内であれば、複数機、複数名の申請も可能です。

(11) 国・県・市町村など、他の補助金の交付を受ける場合、この補助金でも補助を受けることはできるか？

⇒同一の経費に対して重複して公的機関からの補助金を充てることはできません。

(12) 交付申請時に添付する見積書は1者分でよいのか？

⇒1件あたり20万円以上の補助対象経費は、複数者から見積書を取得して、その写しを添付してください。競争原理に基づいた経済的で合理的な金額であることを確認します。なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を県へ別途提出（任意様式）してください。その理由が合理的なものと認められる場合に限り、補助対象と認める場合があります。

(13) 経費の支払は現金払でもよいのか？

⇒支出状況確認のため、原則として資金の流れが明確な銀行振込としてください。どうしても現金払せざるを得ない場合は、事前に県に相談してください。カード決済を行う場合は、やむを得ないと認められる場合を除き、補助事業終了日までに決済されていることが必要です。

(14) 補助金はいつ受け取れるのか？

⇒補助事業完了後となります。実績報告書の提出後、県が必要に応じ現地調査を行い、補助金額を確定し、実績に基づき精算払することとなります。

(15) 本事業で購入したドローンを売却してもよいのか？

⇒購入したドローンを売却する場合、県の承認を予め得る必要があります。なお、処分や無償譲渡する場合も、県の承認を予め得る必要がある場合がありますので、売却・処分・無償譲渡などの可能性がある場合は、早めに相談するようにしてください。